アルマティ	カザフスタン	1013.1	17.8	1.3	98	92	3	12
タシケント	ウズベキスタン	1010.6	22.8	2.4	30	71	3	5
バンコク	タ　イ	1007.6	29.7	-0.4	297	121	4	17
クアラルンプール	マレーシア	1009.1	29.1	1.1	200	101	3	15
ニューデリー	イ ン ド	1000.5	33.4	0.7	25	79	4	2
コロンボ	スリランカ	1008.7	29.0	0.3	198	64	--	15
カ ラ チ	パキスタン	1004.3	30.8	-0.2	0	0	5	0
モスクワ	ロ シ ア	1017.7	14.6	1.4	25	50	--	6
ミンスク	ベラルーシ	1018.1	13.6	0.3	81	130	4	9
キ エ フ	ウクライナ	1017.8	16.7	1.1	27	46	1	7
ヘルシンキ	フィンランド	1016.6	10.8	0.4	27	68	2	8
オ ス ロ	ノルウェー	1013.0	10.0	0.0	67	115	3	12
コペンハーゲン	デンマーク	1017.7	12.7	0.3	58	126	--	11
ワルシャワ	ポーランド	1019.1	14.4	0.2	48	88	3	8
ベルリン	ド イ ツ	1018.6	15.6	1.0	18	33	--	7
プ ラ ハ	チ ェ コ	1019.3	13.8	0.4	33	47	1	8
ブカレスト	ルーマニア	1017.5	15.8	-1.0	107	190	5	13
ベオグラード	セルビア	1017.3	17.5	-0.8	67	119	3	11
レイキャビク	アイスランド	1008.0	6.9	0.3	66	129	4	7
ダブリン	アイルランド	1014.5	11.4	0.6	37	60	--	12
ロンドン	イギリス	1018.0	14.4	0.5	25	51	1	6
ルクセンブルク	ルクセンブルク	------	---	---	---	---	--	--
パ　リ	フランス	1019.1	16.4	1.6	4	7	0	1
ウィーン	オーストリア	------	---	---	---	---	--	--
ジュネーブ	ス イ ス	1018.3	16.3	2.0	36	45	--	6
マドリード	スペイン	1015.5	19.1	2.3	61	118	4	9
リスボン	ポルトガル	1015.4	20.5	2.7	85	176	5	8
アンカラ	ト ル コ	1013.4	15.0	-1.1	73	152	5	12
ダマスカス	シ リ ア	1010.2	20.5	-0.4	7	83	--	5
リ ヤ ド	サウジアラビア	1006.4	34.0	1.4	2	18	--	0
アスワン	エジプト	1010.5	31.3	-0.5	0	0	3	0
チュニス	チュニジア	1017.0	20.9	0.5	51	198	5	6
カサブランカ	モロッコ	1013.2	21.9	3.4	59	331	5	7
アジスアベバ	エチオピア	------	---	---	---	---	--	--
バ マ コ	マ　リ	1007.3	30.5	-1.0	77	113	4	4
ダカール	セネガル	1011.6	22.4	-0.6	0	0	5	0
ダルエスサラーム	タンザニア	1014.0	25.7	0.0	107	63	--	10
ケープタウン	南アフリカ	------	15.5	0.5	60	74	3	9
グース	カ ナ ダ	1020.3	5.5	0.1	63	89	3	10
ホワイトホース	カ ナ ダ	1013.2	8.4	1.1	28	150	5	4
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1014.7	17.5	0.4	101	104	5	8
ワシントン	アメリカ合衆国	1014.3	20.2	1.3	43	42	2	6
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1012.7	14.4	-0.6	185	199	6	13
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1016.6	13.8	-1.5	12	83	5	5
モンテレー	メキシコ	------	---	---	---	---	--	--
キングストン	ジャマイカ	1012.1	26.6	-1.6	15	16	1	2
サンファン	プエルトリコ	1013.5	26.5	-1.0	277	204	5	14
カラカス	ベネズエラ	1010.5	27.2	0.0	103	258	5	6
フォルタレザ	ブラジル	1011.7	26.7	0.2	160	76	2	16
リ　マ	ペ ル ー	------	---	---	---	---	--	--
ロサリオ	アルゼンチン	1018.7	13.8	-0.1	65	129	4	3
ホノルル	ハ ワ イ	1018.2	26.0	0.5	85	503	5	14
ポンペイ	ミクロネシア	1008.0	---	---	469	106	4	--
コロール	パ ラ オ	1008.6	---	---	514	161	5	--
ナンディ	フィジー	1011.7	25.5	0.7	218	217	5	18
クライストチャーチ	ニュージーランド	------	---	---	---	---	--	--
ブリスベーン	オーストラリア	1017.2	17.2	-1.1	44	38	--	7
キャンベラ	オーストラリア	1019.8	7.9	-1.9	---	---	--	--
パ ー ス	オーストラリア	1020.8	17.3	1.0	57	67	1	5
昭和基地	南　極	983.7	-14.2	-0.7	---	---	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

議　事　項

工場財団

埼玉県川越市芳野台一丁目103番地７**株式会社高速**の工場財団に埼玉県川越市芳野台一丁目103番地７株式会社高速工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年６月22日

さいたま地方法務局川越支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年６月22日

北海道開発局長　高松　　泰

１　処分をした年月日　平成23年６月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社ニッケン電設　菅野　健二　北海道札幌市豊平区月寒西二条六丁目２番13号　国土交通大臣許可(般―21)第16569号

３　処分の内容　建設業法第29条の２第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　有限会社ニッケン電設の所在を確知できないため、平成23年４月４日付け官報第5528号にてその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。このことが、建設業法第29条の２第１項に該当する。

５　教示　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から６か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から１年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第１５８号

北海道寿都郡寿都町字渡島町59番地の１

申立人　阿部恵美子

埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目10番１―1603号

申立人　藤井　睦美

国籍大韓民国、最後の住所名古屋市瑞穂区上坂町２丁目39番地、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2003年８月７日、出生の場所不明、出生年月日西暦1944年１月25日、職業不明

被相続人　亡　鄭道述こと　鄭　　孝

事務所札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル５階冨岡公治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　冨岡　俊介

札幌家庭裁判所苫小牧支部

平成２３年（家）第１３７号

千葉県市原市ちはら台南２丁目14番地14ファンタジアⅡ202

申立人　鎌田　浩樹

本籍青森県五所川原市大字小曲字沼田45番地の３、最後の住所青森県五所川原市大字姥萢字船橋64番地28、死亡の場所青森県五所川原市、死亡年月日平成13年４月12日、出生の場所山形県北村山郡尾花沢町、出生年月日昭和７年３月10日、職業無職

被相続人　亡　鎌田　エイ

青森県五所川原市東町17―５　五所川原商工会館４Ｆ　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　花田　勝彦

青森家庭裁判所五所川原支部